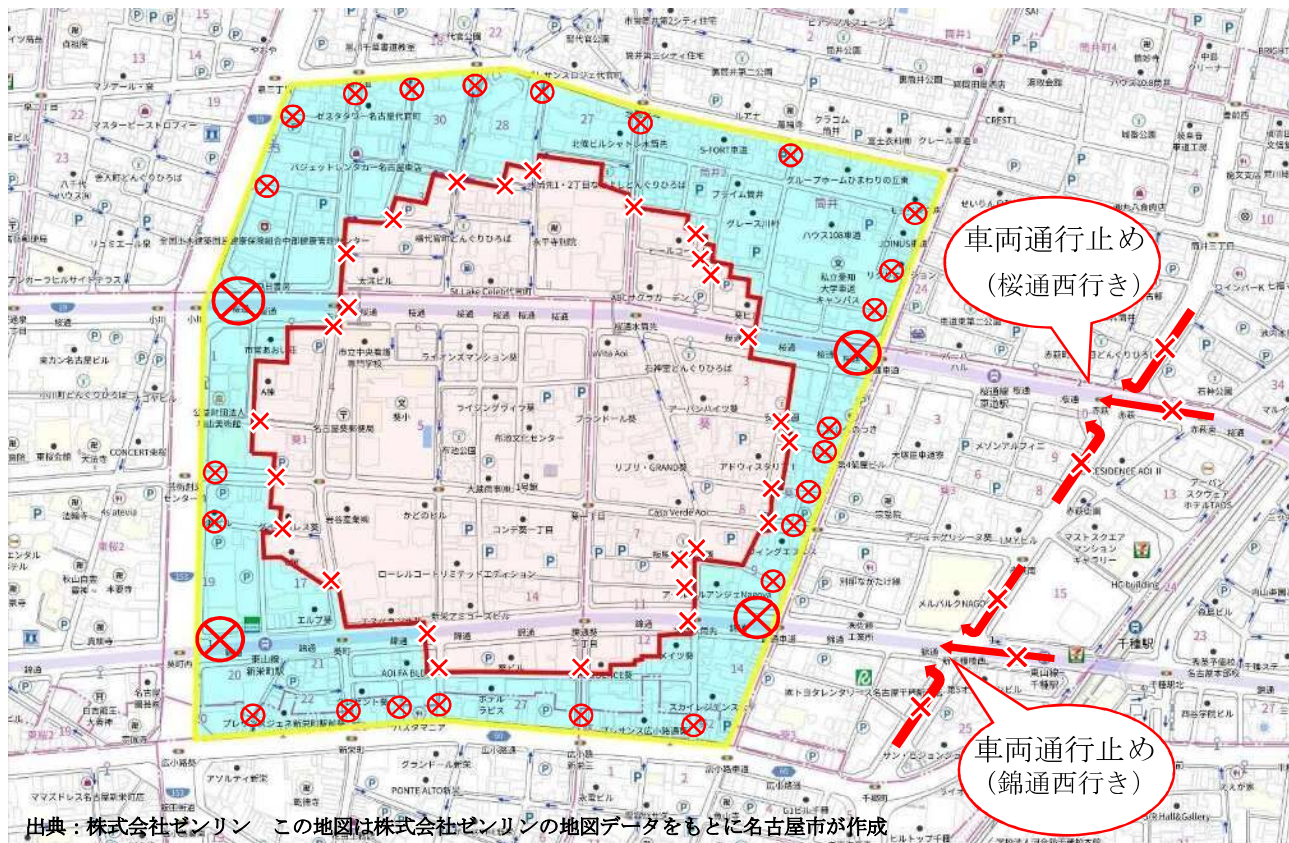


災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域および交通規制



出典：株式会社ゼンリン この地図は株式会社ゼンリンの地図データをもとに名古屋市の作成

凡例	 警戒区域	× 道路封鎖	←× 車両進入規制
	 車両進入規制区域	⊗ 車両通行止め	〔桜通及び錦通の一部車線を規制します。〕

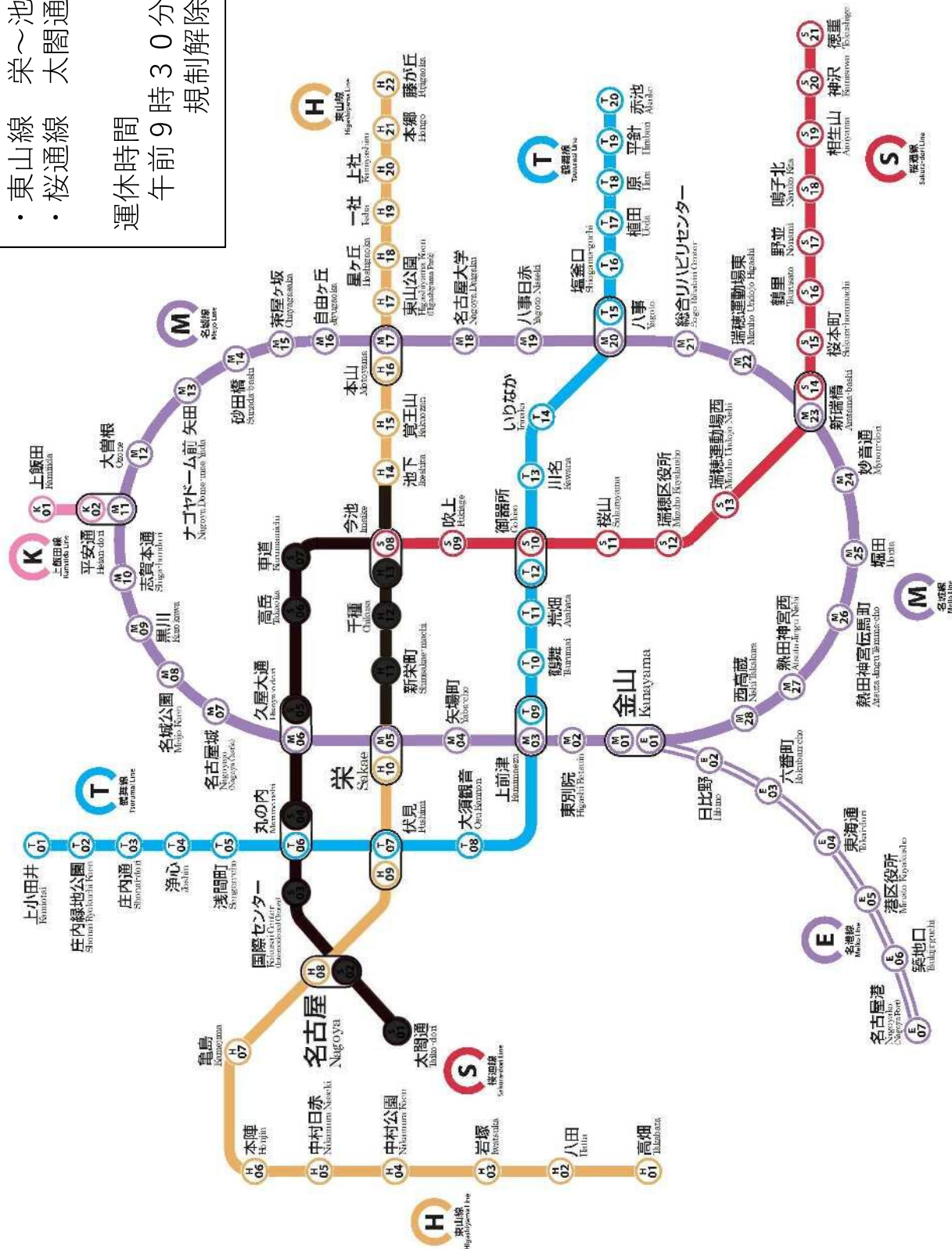
交通規制について

- ・警戒区域境界での混乱を防ぐため警戒区域手前交差点等で車両通行止めとします。
- ・車両進入規制区域()にお住まいの方は、信号機のある交差点にいる警察官に声を掛けたのち、車両で進入・退出することが可能です。

令和6年12月15日（日） 地下鉄運休区間

運休区間
 ・ 東山線 栄～池下
 ・ 桜通線 太閤通～今池

運休時間
 午前9時30分～
 規制解除時間まで



令和6年12月15日(日) 市バス う回経路図

予備日である12月22日(日)に行われる場合は
同日同様のう回運行等を実施します



栄15				東巡回			
新守山駅ゆき		栄ゆき		茶屋ヶ坂ゆき		大曾根ゆき	
布池 ①番のりば	10:26	桜通車道②番のりば	9:40	布池①番のりば	9:35	代官町①番のりば	10:14
水筒先 ①番のりば	10:27	水筒先 ②番のりば	9:41			布池 ②番のりば	10:16
桜通車道①番のりば	10:29	布池 ②番のりば	9:42				

※上記時刻のバスから、う回運行いたします (規制解除まで)



凡 例

運行経路

- 栄15 (green line)
- 東巡回 (blue line)

う回経路

- 栄15 (dashed green line with double arrows)
- 東巡回 (dashed blue line with double arrows)

一時休止停 (red X mark on a bus icon)